

暮らしの情報箱

はがきやFAXなどの記入例

- ①催しなどの名称
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢(学年)
- ⑤電話番号
- ⑥その他必要事項

福祉

受験生チャレンジ支援貸付

学習塾などの受講料や高校・大学受験料の貸付を無利子で行います。
 ④中学3年生・高校3年生・これに準じるお子さんを養育し、世帯の総収入金額が基準額以下などの要件に該当する方
 ④(社福)大田区社会福祉協議会
 ☎3736-2026 FAX3736-2030

原爆被害を受けた方への見舞金

④7月1日現在、区内在住で被爆者健康手帳をお持ちの方
 ●支給額 12,000円(8月15日支給予定)
 ④問合せ先へ被爆者健康手帳、印鑑、本人名義の預金通帳を持参。7月25日締め切り ※令和5年度に支給を受けた方は申し込み不要
 ④地域福祉課障害者地域支援担当
 大森 ☎5764-0657 FAX5764-0659
 調布 ☎3726-2181 FAX3726-5070
 蒲田 ☎5713-1504 FAX5713-1509
 糎谷・羽田 ☎3743-4281 FAX6423-8838

税

7月1日は特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)第1期の納期限です

まだ納めていない方は早めに納付してください。納付が難しい場合はご相談ください。
 ④納税課収納推進担当
 FAX5744-1517(共通)
 整理大森 ☎5744-1200
 整理調布 ☎5744-1201
 整理蒲田 ☎5744-1202
 整理区外 ☎5744-1203

大森・蒲田・雪谷税務署への書類の送付先が変わります

7月10日から、税務署の一部の内部事務(申告書の入力処理など)を「業務センター」に集約して処理します。

申告書や申請書・添付書類などの書類を郵送で提出する場合は、東京国税局業務センター大手町分室(〒100-8156千代田区大手町1-3-3)に送付してください。

- ④大森税務署 ☎3755-2111
- 雪谷税務署 ☎3726-4521
- 蒲田税務署 ☎3732-5151

傍聴

グリーンプランおおた推進会議

④7月8日(月)午前10時～正午
 ④区役所本庁舎11階
 ④先着10名
 ④当日会場へ
 ④都市計画課計画調整担当
 ☎5744-1333 FAX5744-1530

教育委員会定例会

④①7月22日(月)②8月7日(水)③9月25日(水)
 ※いずれも午後2時から
 ④①②産業プラザ③ニッセイアロマスクエア5階(蒲田5-37-1)
 ④抽選で①②240名③16名
 ④当日会場へ ※保育希望は開催日2週間前までに、手話通訳・要約筆記が必要な方は7日前までに問合せ先へ電話かFAX(記入例参照。希望日も明記)
 ④教育総務課庶務係
 ☎5744-1422 FAX5744-1535

相談

大田区ひきこもり支援室SAPOTA出張相談会

ひきこもりに関する悩みを、専門の相談員や保健師に相談できます。
 ④①7月23日(火)=蒲田地域庁舎②8月8日(木)=調布地域庁舎 ※どちらも午後1時～4時
 ④先着各6組
 ④問合せ先へ電話。電子申請も可
 ④大田区ひきこもり支援室SAPOTA
 ☎6459-6715 FAX6459-6714

子育て世帯の生活相談会

日常の困り事(住まい、仕事、家計など)を専門の相談員に相談できます。相談中はお子さんの一時預かりも可能です。
 ④区内在住の子育て世帯の方
 ④①7月23日(火)=調布地域庁舎
 ④②8月19日(月)=蒲田地域庁舎
 ④③9月27日(金)=糎谷・羽田地域庁舎
 ※いずれも午後1時～4時
 ④当日会場へ
 ※問合せ先へ事前申し込みも可
 ④JOBOTA(ジョボタ)
 ☎6423-0251 FAX6423-0261

司法書士・税理士による無料相談会・相続対策セミナー

④8月4日(日)①無料相談会=午後1時～4時30分(1組45分)②相続対策セミナー=午後1時30分～3時
 ④区役所本庁舎2階
 ④先着①40組②30名
 ④①7月4・5・8・9日午前10時～午後3時に東京司法書士会大田支部(☎3298-1711)へ電話
 ④②当日会場へ
 ④空家総合相談窓口(建築調整課内)
 ☎5744-1348 FAX5744-1558

離婚と養育費にかかわる総合相談

1人1時間の弁護士相談です。離婚前後の生活相談もできます。
 ※会場は申込時にお伝えします
 ④19歳以下のお子さんの保護者
 ④9月14日(土)午前10時～午後4時
 ④先着15名
 ④7月1～31日に問合せ先へ電話
 ④福祉管理課調整担当
 ☎5744-1244 FAX5744-1520

介護のよろず相談室

仕事と介護の両立や介護離職防止に向けた支援を行う相談室です。詳細は区HPをご覧ください。
 ④区内在住か在勤の方、区内介護サービス事業者
 ④電子申請
 ④介護保険課計画担当
 ☎5744-1732 FAX5744-1551

建築リフォーム相談

地元の建築職人に相談ができます。
 ④区内在住の方

④第2・4火曜、午後1時30分～4時30分 ※休日を除く
 ④区役所本庁舎1階
 ④当日会場へ
 ④産業振興課産業振興担当
 ☎5744-1363 FAX6424-8233

募集

公共職業訓練10月入校生

3DCAD・CAM科、板金溶接科、デジタルクラフト科、調理科、施設警備科。
 ④7月1～30日に必要な書類をハローワークへ持参。詳細はお問い合わせください
 ④都立城南職業能力開発センター大田校
 ☎3744-1013 FAX3745-6950

ものづくり体験入校

④高校生
 ④7月31日(水)午後2時～4時
 ④先着①金属加工10名②板金溶接5名③広告美術8名
 ④問合せ先へ電話。7月26日締め切り
 ④都立城南職業能力開発センター大田校
 ☎3744-1013 FAX3745-6950

おおた少年少女チャレンジ創造コンテスト参加チーム

④小学4年～中学3年生(1チーム2・3名)
 ④8月22日(木)午前10時～正午
 ※事前に説明会と指導講習会有り
 ④産業プラザ
 ④先着15組
 ④問合せ先へEメール(記入例参照。参加人数、保護者氏名も明記)。7月15日締め切り
 ④(公財)大田区産業振興協会
 ☎3733-6109 FAX3733-6459
 ④Eメール:jinzai@pio-ota.jp

明るい選挙ポスター

④区内在住か在学の小・中学生、高校生
 ●紙の大きさ 四つ切りか八つ切り画用紙 ※画材は絵の具、紙、布など自由
 ④通学している学校へ作品(裏に学校名、学年、氏名・ふりがなを明記)を提出。9月6日締め切り
 ④選挙管理委員会事務局選挙担当
 ☎5744-1462 FAX5744-1540

介護保険に加入している方へ

①令和6年度 介護保険料の通知書を7月11日から郵送します

保険料の納付方法	通知書の内容
① 特別徴収(年金からの差し引き)	
② 納付書や口座振替で保険料を納めていて、8月以降①に変わる	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書
③ 納付書や口座振替で保険料を納めていて、10月以降①に変わる	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書7～9月分納付書(口座振替の方を除く)
④ 納付書や口座振替で保険料を納めている	
⑤ 3月16日以降に大田区への転入届の手続きをした方	介護保険料納入通知書7～9月分納付書(口座振替の方を除く)
⑥ 昭和34年4月3日～7月2日生まれの方	

②大田区独自の保険料減額制度

詳細はお問い合わせください。
 ▶対象 保険料段階が第3段階以下で、1か月の実収入が単身で約9万円以下、2人世帯で約13万円以下の方(家賃負担がある場合、生活保護基準を基にした金額を除外して実収入を計算)
 ※生活保護受給者を除く。預貯金、扶養状況、保険料納付状況などの条件有り

③介護保険負担割合証を7月11日から郵送します

適用期間が8月1日からの介護保険負担割合証を、介護認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業対象の方へ郵送します。

④介護保険負担限度額の認定

低所得の方の施設居住費(滞在費)と食費を減額する制度です。
 有効期限が7月31日までの負担限度額認定証をお持ちの方へ、更新の申請書を郵送しました。更新を希望する方は手続きをしてください。新規の方は、区HPをご覧ください。
 ▶対象 介護保険施設、ショートステイを利用中か利用予定の方で、預貯金などの資産が一定金額以下であり、次のいずれかに該当する方
 ①生活保護か中国残留邦人等支援給付を受給中
 ②世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が特別区民税非課税
 ※減額対象とならない施設があります。入所時に施設へ確認してください

⑤生計困難者利用者負担額軽減制度

生計困難な方が、軽減制度を取り扱っている事業者で、対象となる介護保険サービスを利用した場合に、利用者負担額を軽減する制度です。利用できる方は、特別区民税非課税世帯で単身世帯の場合、年間収入額150万円以下で預貯金額350万円以下などの制限があります。そのほかにも条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

- ▶問合せ先 介護保険課 FAX5744-1551(共通)
- ①～③保険料、減額制度=資格・保険料担当 ☎5744-1491
- 納付、口座振替=収納担当 ☎5744-1492
- ④⑤給付担当 ☎5744-1622 FAX5744-1551